

三郷市建設工事発注に係る改正について

令和2年4月から、以下につきまして改正しますのでお知らせいたします。

1. 「法定福利費」を明示した内訳書の提出

建設業における社会保険未加入対策の一環として、国土交通省、埼玉県等の取組を踏まえ、三郷市建設工事請負契約約款を一部改正し、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した内訳書の提出を求めることとなりました。

つきましては、令和2年4月1日以降に契約を締結する工事請負契約については、落札者に決定された後、速やかに法定福利費を明示した内訳書を提出いただきますようお願いいたします。

なお、内訳書に記載いただく内容につきましては、大項目程度（直接工事費、共通仮設費等）としていただき、工事価格記載欄の下に「うち法定福利費」として、当該案件に係る法定福利費の記載をお願いいたします。

《参考》

上記改正事項につきましては、三郷市ホームページでお知らせしています。

また、法定福利費を明示した見積書の作成等につきましては、国土交通省ホームページに詳細が掲載されていますので（三郷市ホームページからのリンクがございます。）ご確認ください。

▽三郷市ホームページ <http://www.city.misato.lg.jp/>

トップページ→ 組織から探す→財務部契約課（入札・契約情報）→入札・契約関係のお知らせ

▽請負代金内訳書様式及び記載例

（様式）<http://www.city.misato.lg.jp/item/6103.htm#moduleid5756>

（記載例）<http://www.city.misato.lg.jp/item/33307.htm#moduleid6520>

▽建設業の社会保険未加入対策について

（国土交通省）http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

（埼玉県）<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/syakaihoken.html>

▽法定福利費を明示した見積書の作成手順

<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

▽法定福利費を明示した見積書の作成手順（簡易版）

<http://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

《お問い合わせ先》

◇上記制度改正について⇒ 財務部契約課契約係 TEL 048-930-7767（直通）

◇受注した工事について⇒ 各工事の発注担当部署